

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(4月分)

■令和7年4月1日～令和7年4月30日

令和7年4月30日現在

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:2件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
4月7日	【参考送付】葬儀保険についての意見書	特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット 理事長 鈴木耐久	意見の趣旨 当団体は、金融庁及び財務局(福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む)において、少額短期保険業者が販売する、葬儀保険と一般に呼ばれている定期死亡保険契約(以下「葬儀保険」という。)につき、その広告及び自動更新条項に関し、下記の点を遵守するよう、少額短期保険業者を適切に指導監督することを求める。 1 広告について 葬儀保険の広告において、 (1)以下の点を、高齢者でも容易に理解することができるように、明瞭に表示すること。 ア 当該保険が1年毎に契約期間が満了する保険料掛け捨ての保険であること。 イ 加入上限年齢及び更新上限年齢までの、年齢帯ごとの保険料及び保険金額 (2)以下のような表示をしないこと。 ア「手ごろな保険料」、「ムリなく備える」、「家計にやさしい保険料」等の保険料が低廉であるかのような表示 イ 比較的若年の場合における保険料及び保険金額と高齢となった場合における保険料及び保険金額を同程度の強調をもって比較対照して表示することなく、前者ばかりを強調し、後者に対する注意を喚起しない表示 2 自動更新条項について (1) 消費者との間で葬儀保険契約を締結するにあたって、自動更新条項を含む約款を用いないようにすること。 (2) 消費者自身又はその親族から、上記葬儀保険契約の更新時点における消費者の判断能力に疑義があった旨の申出があり、その疑義に相当の根拠があることが判明したときは、更新を無効とし、保険期間満了時以降に収受した保険料を返還する取扱いをすること。
4月18日	【参考送付】北海道電力株式会社に対する意見書	特定非営利活動法人消費者支援ネット 北海道 理事長 松久三四彦	北海道電力株式会社に対し、消費者庁から北海道電力株式会社に対する、不当景品類及び不当表示防止法に基づく令和5年7月28日付け措置命令及び令和6年12月3日付け課徴金納付命令の別表1及び2の「配布地域」欄記載の各地域において、「課徴金対象期間」欄記載の期間に北海道電力株式会社にて供給する家庭用の電気及び都市ガスをセットで契約した消費者に関して、電気料金と都市ガス料金の合計金額又は電気料金の金額から、「おトク」などと表示された金額に相当する金額を減額することによって、消費者の被害回復を行うように求める。

<地方消費者行政:4件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
4月1日	地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書	秋田弁護士会 会長 石田英憲	国において、地方消費者行政の拡充・強化を図るため、次のとおり要望する。 1 地方消費者行政強化交付金の交付期限を相当期間延長するか、少なくとも、同交付金と同様に消費生活相談員の人件費にも充てることができる交付金等の財政支援措置を早急に講ずること。 2 PIO-NETの刷新・消費生活相談のデジタル化により地方公共団体に生じる費用を国において負担する措置を講ずること。
4月17日	【参考送付】地方消費者行政の維持・強化を求める意見書	栃木県弁護士会 会長 杉田明子	1 国は、消費生活センターにおける消費生活相談員の人件費に充てることを含む人材確保及び処遇改善に活用できる地方消費者行政に関する交付金を2026(令和8)年度以降も継続または同様の措置を講ずること。 2 全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)の刷新及び相談業務のデジタル化に伴う地方公共団体の設備刷新及び運営の経費を、国において全額負担する措置を講ずること。 3 地方消費者行政の事務のうち消費生活相談体制及び相談情報集約事務、適格消費者団体の活動支援事務など、国と地方公共団体相互の利害に係る事務であって国全体の水準を確保する必要があるものについては、地方財政法10条の適用によりその全部または相当部分を国が負担することについて検討すること。 4 消費者被害防止に取り組む適格消費者団体の運営及び地域の消費者団体の育成・活動支援・連携のために地方公共団体が行う支援事務に対し、国は財政支援を継続・拡充すること。
4月21日	全国どこに住んでいても消費者の安心安全が守られるよう地方消費者行政への思い切った財政措置を求めます	主婦連合会 会長 河村真紀子	1 地方消費者行政を国が安定的恒久的に支援するための財政措置を実現していただきたい。 2 国が進める消費生活相談のデジタル化に伴う費用を国の責任で支援していただきたい。
4月30日	地方消費者行政に対する財政措置の継続・拡充を求める意見書	札幌弁護士会 会長 岸田洋輔	1 消費者が全国どこにいても消費者問題専門家による消費生活相談を受けられる体制の維持・整備を図るため、国は、地方消費者行政推進事業に対する地方消費者行政強化交付金の交付期限を相当期間延長するか、少なくとも、同交付金と同様に消費生活相談員の人件費にも充てることができる交付金等の財政支援を早急に措置するべきである。 2 PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)に登録する事務、重大事故情報の通知事務、悪質業者・違反業者に対する行政処分を行う事務、適格消費者団体の活動支援事務などに対しては、国による恒久的な財政措置を講じるべきである。

<その他:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
4月28日	柔軟剤・合成洗剤等へのマイクロカプセル類不使用を求める意見書	カナリア・ネットワーク全国 共同代表 青山和子、深谷桂子	2020年に市民団体「香害をなくす連絡会」が行った「香害アンケート」によれば、香害被害者約7000名のうち、18.7%が通学・就労に支障があるという被害実態が浮かび上がった。 今の合成洗剤や柔軟剤には、香料や消臭成分を詰めたプラスチック製のマイクロカプセルという微粒子が配合されており、時間差で中の化学成分が放出され、香りや消臭効果が持続する仕組みになっている。そのため、周囲の人々が繰り返し長期間、化学物質にさらされることになり、健康被害を増大させていると考えられている。 2023年8月末に貴委員会に提出した「移香実証実験の情報提供及び要望書」内にも記載したとおり、「移香(いこう)」と呼ばれる現象での被害も深刻である。 また、マイクロカプセルは大気中に浮遊し、洗濯排水と共に河川や海に流出し環境汚染もしている。 私共は他団体と共に「STOP！マイクロカプセル香害」という署名活動を行い、2024年1月に業界に対し署名を提出したが、業界側は対応せず、面会すら実現していない。 香害による健康被害・環境汚染を止めることは喫緊の課題である。消費者庁には、周知啓発から一歩進めた対応として、まずは下記一点について、早急の取り組みを求め、意見書を提出する。 1. 消費者庁は、他省庁と連携協力し、マイクロカプセル類による徐放技術を柔軟剤・合成洗剤等の家庭用品に使用しないよう、業界を指導すること。

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から6件の意見等が寄せられました(内訳: その他:6件)。
寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。